

議案第 10 号

印西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

印西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

印西市長 板倉 正直

印西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

印西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改め、「宿日直手当、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第 3 条第 2 項中「月額」を「月額に 100 分の 110.2 を乗じて得た額」に改める。

第 4 条の見出し中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第 1 項中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、「第 22 条第 2 項」の次に「及び第 23 条第 1 項」を加え、「同条」を「第 22 条」に改め、「合計額」の次に「及び第 23 条第 3 項中「において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」」を加え、同条第 3 項中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 8 条第 3 項中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。